

令和4年度 随意契約一覧表(税務部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資産税課	登記異動処理システムの使用及び保守に関する業務	登記異動処理システムの使用及び保守に関する業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	東京都中央区八丁堀2丁目21番2号 ㈱ダイシヨウ	4,620,000	現在運用している登記異動処理システムを開発した業者であり、他社が同システムを使用・保守することが不可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

5~6月分については対象案件はありません。

7月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	税制課	税務システムEdge対応業務	動作ブラウザとして利用しているMicrosoft Internet Explorer11がサポート終了することに伴いChromium版Microsoft EdgeのIEモードを動作ブラウザとするための対応業務	令和4年7月15日から 令和5年3月31日まで (令和4年7月15日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 大阪第一統括ビジネス部	3,290,375	税務システムの変更を伴う業務であり、本システムは富士通Japan(株)のパッケージシステムであることから、システム変更等については当該業者以外には行うことができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	資産税課	令和5年度固定資産税(土地)の価格修正で活用する標準宅地の時点修正業務	市内の全ての標準宅地を鑑定し、地価の状況を把握し、市内及び市町村間の均衡化・適正化を図り、標準宅地の時点修正を行う業務	令和4年7月25日から 令和4年10月14日まで (令和4年7月25日)	大阪市中央区今橋1丁目6番19号 公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会	5,079,360	本業務は吹田市内の標準宅地について、他の公的土地評価との均衡を図りながら同一時点での鑑定を行うもので、これには単に土地を鑑定評価するだけでなく、都道府県単位の情報交換及び調整を十分行うことも必要であり、吹田市域の地価に精通する不動産鑑定士等に鑑定業務を行わせ、なおかつ大阪府全体での価格の均衡を図ることができるのは(公社)大阪府不動産鑑定士協会以外には見当たらないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業務】カに該当)

8月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	納税課	地方税共通納税システム税目拡大にかかる帳票印字プログラム等改修業務	地方税統一QRコード対象納付書の帳票印字、およびそれにかかるプログラム修正を行う業務	令和4年8月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年8月1日)	大阪市中央区平野町2丁目1番2号 共同印刷西日本(株)	2,530,000	市税にかかる帳票全般を請け負っており、その帳票の出力や運用に専門的な知識および技術をもつ事業者であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	納税課	地方税共通納税システム税目拡大対応業務	eLTAXによる地方税共通納税システムの取扱い税目の拡大及び地方税統一QRコード対応にかかる基幹系の改修を行う業務	令和4年8月22日から 令和5年3月31日まで (令和4年8月22日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 大阪第一統括ビジネス部	35,640,000	本業務は税務システムの著作権を有し、専門知識と技術をもつ事業者しか行うことができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

9月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	税制課	吹田市税務システム標準化対応等支援業務	新税務システムの検討・構築管理、税務事務全体の業務再構築(BPR)支援、及びこれらの全体管理支援業務	令和4年9月1日から 令和8年3月31日まで (令和4年9月1日)	大阪市中央区今橋4丁目1番1号 有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所	188,100,000	本委託業務の業者選定を公募型プロポーザル方式で実施し、選定の結果、有限責任監査法人トーマツ大阪事務所を最優秀提案者として決定したため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	資産税課	令和6年度の固定資産(土地)の評価替えに係る鑑定評価業務	令和6年度の固定資産(土地)の評価替えにおいて活用するため、本市の状況類似地域に設定するすべての標準宅地(419ポイント)の不動産鑑定評価を行い、その内容を全体的に相互調整する業務	令和4年9月28日から 令和5年3月31日まで (令和4年9月28日)	大阪市中央区今橋1丁目6番19号 公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会	25,948,670	固定資産(土地)の評価替えにあたり、吹田市内の標準宅地について、他の公的土地評価との均衡を図りながら同一時点で鑑定を行うもので、これには単に土地を鑑定評価するだけでなく、都道府県単位の情報交換及び調整を十分行うことも必要であり、吹田地域の地価に精通する不動産鑑定士等に鑑定業務を行わせ、なおかつ大阪府全体での価格の均衡を図ることができるのは(公社)大阪府不動産鑑定士協会以外には見当たらないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業務】カに該当)

10～3月分については対象案件はありません。